

# 「新宿区第三次環境基本計画」

兼「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」

( 改 定 版 )



骨 子 案

令和3年12月



## 1 骨子案作成の背景

区は令和3年6月5日の「環境の日」に、地球温暖化対策の更なる推進に向けた決意を示すため、2050年までに区のCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティの実現に向けて取り組むことを表明しました。

こうした中、「新宿区第三次環境基本計画」（以下、「現行計画」という。）を改定する令和4年度末を待たずに、先行して更なる地球温暖化対策を講じていく必要があります。

そのため、新宿区環境審議会でのご意見等を踏まえ、改定に向けた基本的事項（削減目標の見直しや、その達成に向けた施策の体系等）に加え、「優先的に推進する取組」をとりまとめた「新宿区第三次環境基本計画」（改定版）骨子案をこのたび作成しました。

今後、区では、まず「優先的に推進する取組」を進めていくとともに、令和4年度末の「新宿区第三次環境基本計画」（改定版）（以下、「改定計画」という。）の作成に向けて取り組んでいきます。

なお、改定計画作成にあたっては、新たに「地域気候変動適応計画」を内包していきます。

また、骨子案に定める事項については、令和4年度に実施予定のパブリック・コメント（意見公募）や地域説明会等でのご意見、さらには環境施策を巡る今後の社会情勢を十分に踏まえて、改定計画に位置付けていくこととします。

### 【区の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出状況】

（単位：1,000t-CO<sub>2</sub>）

	2013年度 (基準年度)	2017年度		2018年度		
			基準年度比	基準年度比	前年度比	
産業部門	99	63	△36.4%	51	△48.5%	△19.0%
民生部門	2,579	2,238	△13.2%	2,196	△14.9%	△1.9%
家庭	633	574	△9.3%	543	△14.2%	△5.4%
業務	1,947	1,664	△14.5%	1,653	△15.1%	△0.7%
運輸部門	453	381	△15.9%	377	△16.8%	△1.0%
廃棄物部門	70	77	10.0%	78	11.4%	1.3%
合計	3,201	2,759	△13.8%	2,702	△15.6%	△2.1%

※ 現行計画における区の排出削減目標の基準年度である2013年度と、データが公表されている直近2年度（2017年度及び2018年度）の排出量を比較。

注 表中の数値は小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

## 2 改定計画における削減目標

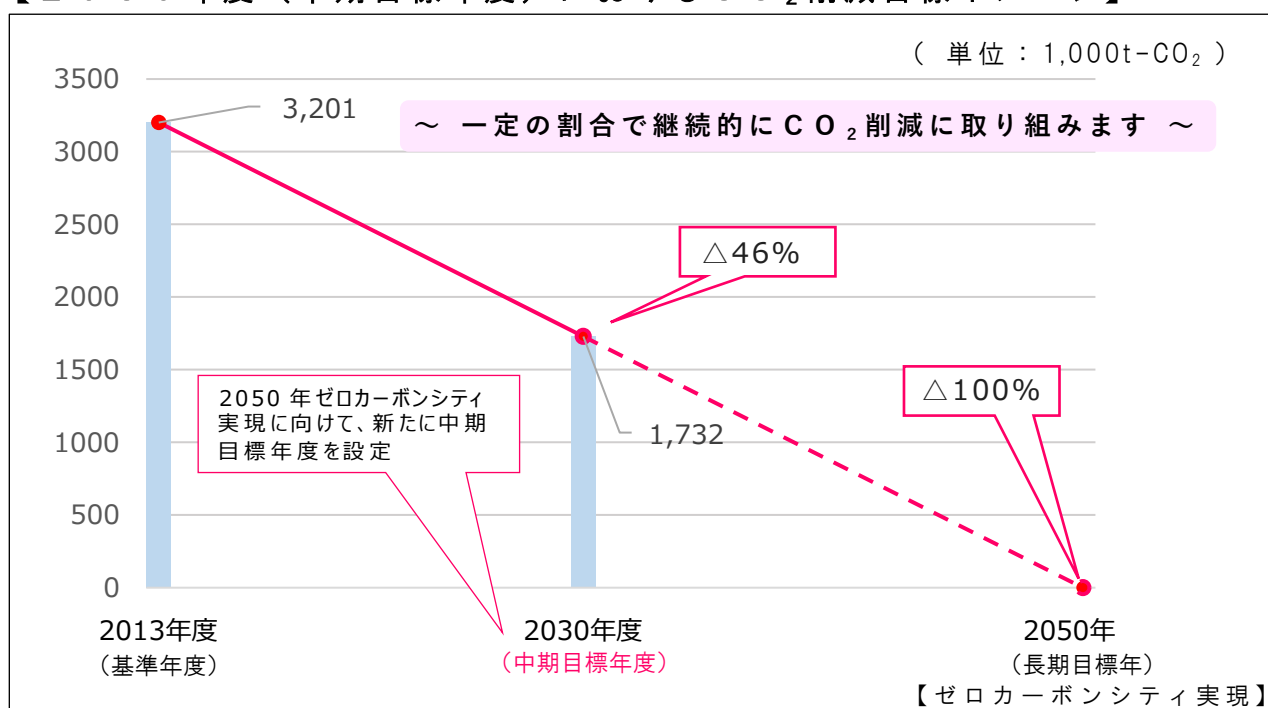
### (1) 削減目標

2030年度において、区のCO<sub>2</sub>排出量を2013年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく。

(参考：現行計画における削減目標)

2030年度において、区のCO<sub>2</sub>排出量を2013年度比で24%削減

### 【2030年度（中期目標年度）におけるCO<sub>2</sub>削減目標イメージ】



### (2) 見直しの考え方

#### ① 削減対象

ア 温室効果ガスには、CO<sub>2</sub>、メタン、一酸化二窒素等7種類ありますが、区では排出量の約90%をCO<sub>2</sub>が占めていることから、重点的に対応していく必要があります。

イ 省エネルギー等の環境配慮行動の多くが、温室効果ガスの中でも特にCO<sub>2</sub>の削減に繋がるものであり、削減努力がわかりやすくアウトプットされることから、区民・事業者の意識向上に繋げることができます。

ウ 令和3年6月の「新宿区ゼロカーボンシティ表明」において、環境省が定めるゼロカーボンシティの定義に則り、削減対象をCO<sub>2</sub>としていることから、整合を図る必要があります。

➔ 以上のことから、引き続き、削減対象を「CO<sub>2</sub>」とします。ただし、CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス排出量も注視していきます。

## ② 基準年度及び中期目標年度

ア 現行計画では、国と同様に基準年度を2013年度、目標年度を2030年度としています。このたび国は、令和3年4月の地球温暖化対策推進本部会議で、基準年度及び中期目標年度を変更せずに削減割合のみを変更しましたが、区においても国の動向を踏まえる必要があります。

イ 基準年度及び中期目標年度を変更せずに削減割合のみを引き上げることで、ゼロカーボンシティ実現に向けた区の決意を、区民及び事業者に対しわかりやすく発信することができます。

➡ 以上のことから、引き続き、基準年度を「**2013年度**」、中期目標年度を「**2030年度**」とします。

## ③ 削減割合

ア 現行の「新宿区第三次環境基本計画」の削減目標（2030年度において、CO<sub>2</sub>排出量を2013年度比で24%削減）に向けて、直近の2018年度実績で既に15.6%削減しており、順調に推移しています。また、区のCO<sub>2</sub>排出量全体の80%以上を占める民生部門においても、「家庭」及び「業務」ともに一定の改善が図られつつあります。

こうした状況を踏まえ、ゼロカーボンシティを実現するためには、社会情勢の変化や技術革新の動向に柔軟に対応しつつ、区民・事業者・区が今まで以上に再生可能エネルギー等の導入や省エネルギーの徹底・定着を推進するなど、与条件の中で今できる環境配慮行動を継続して着実に実践していくことが重要です。

そのため、中期目標年度である2030年度の削減割合設定にあたっては、長期目標年である2050年のCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロの達成に向けてバックキャスト（目標を見据え、達成に向けて着実に取り組めるよう算定する手法）により、基準年度である2013年度から、一定の割合で継続的に削減に取り組むことを前提に算出します。

イ 国は、令和3年4月の地球温暖化対策推進本部会議で、削減割合を46%に引き上げ、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととし、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速化させており、区においても国の動向を踏まえる必要があります。

➡ 以上のことから、削減割合を「**46%削減**」とし、さらに「**50%の高みに向けて挑戦**」を続けていくこととします。

（参考）国・都の削減目標

【国】2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦

【都】2030年までに温室効果ガス排出量を2000年比で50%削減（「カーボンハーフ」）

### 3 改定計画における施策体系

(1) 施策体系

下表のとおり見直します。

【表】

《 見 直 し 前 》

《 見 直 し 後 》

基本目標	
	個別目標
1	地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の推進
	①再生可能エネルギーの活用とエネルギー利用の効率化の推進
	②家庭及び職場の省エネルギーへの取組を支援し、環境に配慮したライフスタイルへの転換の推進
	③ヒートアイランド対策の推進
2	豊かなみどりの保全と創出
	①まちなかのみどりの保全と創出
	②水やみどりに親しめる環境づくり
3	資源循環型社会の構築
	①ごみの減量とリサイクルの推進
	②適正なごみ処理の推進
4	良好な生活環境づくりの推進
	①きれいなまちづくりの推進
	②都市型公害対策の推進
5	多様な主体の連携による環境活動と環境学習の推進
	①主体的な環境活動とネットワーク化
	②環境学習の推進

基本目標		見直し
	個別目標	
1	ゼロカーボンシティ実現に向けた地球温暖化対策の推進	★
	①再生可能エネルギー等の導入推進	★
	②省エネルギーの徹底・定着の推進	★
	③気候変動適応の推進	★
2	豊かなみどりの保全と創出	—
	①まちなかのみどりの保全と創出	—
	②水やみどりに親しめる環境づくり	—
3	資源循環型社会の構築	—
	①ごみの減量とリサイクルの推進	—
	②適正なごみ処理の推進	—
4	良好な生活環境づくりの推進	—
	①きれいなまちづくりの推進	—
	②都市型公害対策の推進	—
5	環境学習・環境教育の推進	★
	①多様な主体の連携による環境活動と環境学習の推進	★
	②次代を担う子どもたちへの環境教育の推進	★

## (2) 基本目標1について

### ① 見直しの考え方

#### ★ 基本目標1

##### ゼロカーボンシティ実現に向けた地球温暖化対策の推進

ゼロカーボンシティ実現を目出しすることで、地球温暖化対策の更なる推進に向けた区の決意・姿勢を示す必要があります。また、区の環境都市像を実現するためには、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組が重要であることから、新たに「**重点目標**」として位置づけます。

#### ★ 基本目標1－個別目標①

##### 再生可能エネルギー等の導入推進

太陽光発電システムやエネファーム等の創エネルギー機器の活用に加え、再生可能エネルギー等の導入を重点的に推進する必要があります。

#### ★ 基本目標1－個別目標②

##### 省エネルギーの徹底・定着の推進

LED照明への更新や高効率機器の設置など、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進に加え、建築物のZEB化・ZEH化を推進するなど、省エネルギーを着実に徹底・定着させていく必要があります。

#### ★ 基本目標1－個別目標③

##### 気候変動適応の推進

気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」について、区では、地域の実情にあった適応策を設定する必要があるため、改定計画と合わせて策定することが効果的であることから、改定計画と一体化（内包）した計画として策定することとしています。そのため、気候変動による影響の回避・軽減の取組（適応策）を新たに盛り込む必要があります。

② 優先的に推進する取組（再生可能エネルギー電力等への切替）

区のCO<sub>2</sub>排出量をエネルギー別で分析すると、電力の占める割合が約70%となっています。

そのため、ゼロカーボンシティ実現に向けて、再生可能エネルギー電力等への切替を優先的に進めていく必要があります。

◆ 区の率先行動

区では、令和3年度から新宿清掃事務所で再生可能エネルギー電力等への切替を行い、下表のとおり大きな成果を得ることができました。

（約160世帯の年間電力使用相当分のCO<sub>2</sub>排出量を削減することができました。）

【表】

再エネ切替前	再エネ切替後	CO <sub>2</sub> 削減量	削減割合
309.2 t-CO <sub>2</sub>	28.4 t-CO <sub>2</sub>	△280.8 t-CO <sub>2</sub>	△90.8%

区は、引き続き率先垂範して、発電時におけるCO<sub>2</sub>排出ゼロのゼロカーボン電力や再生可能エネルギー電力等への切替を区有施設で推進していくとともに、その成果を情報発信していくことで、区民・事業者にも優先的に取り組んでいただけるよう啓発していきます。

◆ 「新宿再エネオークション」の普及

区では、区内の事業者（法人・個人事業主）を対象に、競り下げ方式の電力オークション「エネオク」を活用した「新宿再エネオークション」を令和3年9月に開始しました。

本事業のより一層の普及を図ることで、事業者の再生可能エネルギー電力等への切替を推進していきます。

◆ 「みんなでいっしょに自然の電気」（みい電）の普及

10都県市※では、家庭等を対象に、再生可能エネルギー電力等への切替希望者を募り、共同購入する「みんなでいっしょに自然の電気」（みい電）の取組を推進しています。

参加者が多くなるほど、スケールメリットにより割安となるため、本事業のより一層の普及を図ることで、家庭等の再生可能エネルギー電力等への切替を推進していきます。

※ 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市、栃木県



### (3) 基本目標5について

#### ① 見直しの考え方

##### ★ 基本目標5

###### 環境学習・環境教育の推進

環境活動への参加促進や環境保全意識の啓発を図るなど、環境学習及び環境教育を今まで以上に推進していく必要があります。

##### ★ 基本目標5 一個別目標①

###### 多様な主体の連携による環境活動と環境学習の推進

区民・事業者をはじめ、地域団体やNPO、他自治体等の多様な主体と連携・協力しながら、効果的に環境活動及び環境学習を推進していく必要があります。

##### ★ 基本目標5 一個別目標②

###### 次代を担う子どもたちへの環境教育の推進

2050年ゼロカーボンシティ実現に向けて、長期的・継続的な取組が必要となることから、次代を担う子どもたちへの環境教育をより一層推進していく必要があります。

#### ② 優先的に推進する取組（次代を担う子どもたちへの環境教育の推進）

環境学習・環境教育は、基本目標1～4の基盤となる取組です。

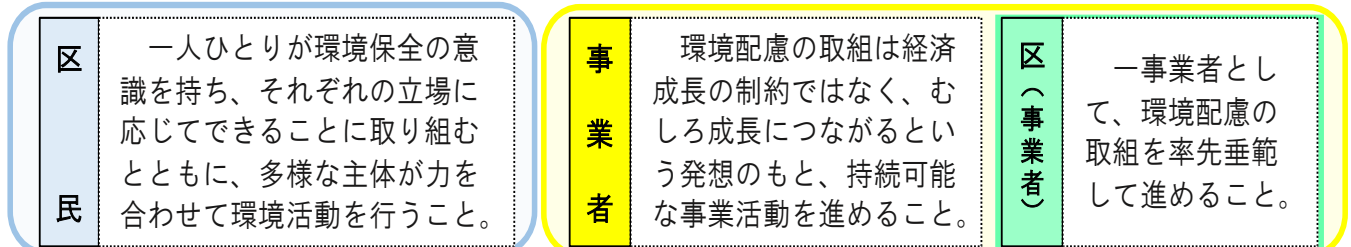
特に、次代を担う子どもたちへの環境教育は、生涯を通じた環境保全意識の基礎となると同時に、家庭への波及効果も期待できることから、優先的に進めていく必要があります。

- ◆ 「環境学習応援団ネットワーク」の活用による環境教育の充実  
「環境学習応援団ネットワーク」※を活用し、多様な主体の参画を得ながら、小中学校等における「環境学習出前講座」の積極的な展開や、オンライン形式も活用した「こどもエコクラブ」の推進などを通して、環境教育の充実を図ります。  
※ 地域に根ざした活動を行っている環境の専門家をコーディネートし、学校や地域における環境学習を推進していくしくみのこと
- ◆ 再生可能エネルギー等の電力利用を通じた環境保全意識の啓発  
小中学校等における再生可能エネルギー等の電力への切替を推進することで、子どもたちに環境配慮の取組をより身近に感じてもらい、環境保全意識の啓発を図ります。

## 4 ゼロカーボンシティ実現に向けた各主体の役割

ゼロカーボンシティを実現するためには、今まで以上に区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たすとともに連携・協力して、積極的に環境配慮の取組を実践していく必要があります。

### 【各主体の役割イメージ】



### 【支援・環境整備】

#### 区（行政）

行政として、環境保全の啓発を通じて区民・事業者の意識改革、さらには行動変容を促進するとともに、CO<sub>2</sub>排出削減を始めとした環境配慮に関する施策を各主体と連携・協力しながら推進していくこと。

## 5 改定計画 作成スケジュール

令和4年	7月	環境審議会委員改選
	8月	環境審議会（第1回）【諮問】
	9月	環境審議会（第2回）
	10月	パブリック・コメント（意見公募）の実施、地域説明会
	12月	環境審議会（第3回）
令和5年	1月	環境審議会（第4回）【答申】
	3月	改定計画作成